

☆ヘアゴム（装飾部分が紡織用繊維以外のものから成るもの）
第71.17項

✚ 貨物概要

紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品

性状：紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもに取付具を用いて
装飾物を取り付けたもの

材質：（ゴムひも）ゴム（紡織用繊維で被覆したもの）
（装飾部分）模造貴石－プラスチック
台座－卑金属（金めっき）
（取付具）卑金属（金めっき）

用途：ゴムひもで髪を束ね、髪を飾る



✚ 分類

関税率表第7117.90号（統計番号7117.90-024）のその他の身辺用模造細貨類

✚ 分類理由

本品は、紡織用繊維で被覆したゴムひもに取付具を用いてプラスチック及び金めっきが施された卑金属から成る装飾物を取り付けたものです。本品のように、ゴムひもで髪を束ねる性状の製品については、関税率表第96.15項の規定に該当せず、同項には分類されません。

また、本品に使用された紡織用繊維以外の材料（プラスチック及び卑金属）から成る装飾部分及び取付具は、単なるトリミング又は附属品以上の構成を成している（同表解説第63類総説（1）参照）と認められることから、本品は紡織用繊維製品として同表第63類（第63.07項）には分類されません。

よって、本品は、同表第71.17項の規定及び同表解説第71.17項の記載により、身辺用模造細貨類として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる

ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）